

麻薬施用者・麻薬管理者免許申請書類記載要領

1 申請書作成上の注意点

項目	注意点
申請者	麻薬施用者・麻薬管理者は個人の申請となるので、 <u>申請者個人の記名押印（又は署名）</u> が必要となります。
千葉県収入証紙	<u>千葉県収入証紙4, 600円分</u> （収入印紙ではありません。健康福祉センター（保健所）、市町村役場等で販売しています）を申請書に貼り付けてください。
麻薬免許番号 （申請書右上の記載欄）	免許を更新する場合にのみ、申請書右上の記載欄に現在持っている麻薬免許番号を記載してください。
医師等の免許番号・免許年月日 （申請書中央の記載欄）	申請書中央の免許登録番号・免許年月日記載欄には、 <u>医師免許証等に記載された免許登録番号と登録年月日</u> を記載してください。
欠格事項	該当しないときは、「なし」を○で囲んで下さい。 該当するときは、薬務課まで問い合わせてください。
診断書	<u>原則として1ヶ月以内に発行したものが</u> 必要です。 なお、診断書は、同一人が同時に複数の免許を申請する場合には（例：麻薬施用者と麻薬管理者）、一方に原本が添付してあれば、他方はコピーでも差し支えありません（但し、郵送の場合は同封されたときに限ります）。
※参考：免許希望日	新規申請の場合は、原則として免許の日から有効期間が始まりますが、異動等により希望日がある場合は、参考までに記載して下さい（但し、あくまで参考なので、希望通りにならない場合もあります）。特に無い場合は空欄で構いません。

2 参考事項

- ① 医師免許証等の写し（コピー）の添付は不要です。
- ② 2人以上の麻薬施用者が診療に従事する施設には、必ず麻薬管理者を置かなければなりませんので、別途申請して下さい。

3 提出・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班

電話：043-223-2620

麻薬免許番号 医・歯・獣 第〇〇〇〇号
※更新申請時のみ記載すること

2,000円	300円	
千葉県収入証紙	千葉県収入証紙	千葉県収入証紙
紙	紙	紙

新規申請の場合：空欄
更新申請の場合：現在の免許番号を記載

千葉県収入証紙4,600円分（収入印紙ではありません）を重ならないように貼付してください。

麻薬施用者免許申請書

麻薬業務所		所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県千葉市中央区〇〇町〇-〇		
		名称	医療法人社団〇〇会 〇〇病院 Tel 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
従として診療に従事する麻薬診療施設 (上記麻薬業務所以外で麻薬を施用する千葉県内の施設を記載してください。)	(1)	所在地	〒△△△-△△△△ 千葉県千葉市中央区△△町△-△		
		名称	医療法人社団△△会 △△クリニック Tel △△△ (△△△) △△△△		
		所在地	〒		
		名称	Tel		
医師・歯科医師・獣医師免許証に記載された登録番号		第〇〇〇〇号	免許登録年月日	令和〇年〇月〇日	
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと（申請日から3年以内）		なし・あり <small>(該当を○で囲むこと)</small>		
	罰金以上の刑に処せられたこと		なし・あり <small>(該当を○で囲むこと)</small>		
	処		なし・あり <small>(該当を○で囲むこと)</small>		
			医師・歯科医師・獣医師 <small>(該当を○で囲むこと)</small>		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。			(免許希望日 年 月 日～)		
令和〇年〇月〇日					
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県千葉市美浜区〇町〇〇				
ふりがな氏名	〇〇〇 〇〇〇				
千葉県知事 様			申請する医師・歯科医師・獣医師個人の住所、氏名を記載してください。		

(注意事項)

- 診断書（原則1か月以内のもの）を必ず添付してください。診断書は裏面（別記様式2）を利用してください。
- 申請者の住所、氏名欄には、申請する医師・歯科医師・獣医師個人の住所、氏名を記載してください。
- 2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者には、麻薬管理者を1人置くことが義務付けられています。（麻薬及び向精神薬取締法第33条第1項）